

参議院經濟安定委員會會議錄第九号

昭和二十八年七月二十八日(火曜日)午
前十一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 早川 慎一君
理事 高橋 衛君
八木 幸吉君

委員

岸澤 忠恭君
奥 むねお君
岡田 宗司君

衆議院議員

栗田 英男君

國務大臣

岡野 清豪君

政府委員

横田 正俊君
湯地謹爾郎君
岩武 照彦君

公正取引委
員会委員長

中野 哲夫君

公正取引委
員会委員

桑野 仁君

公正取引委
員会委員

内田源兵衛君

公正取引委
員会委員

内田源兵衛君

本日の会議に付した事件
○私的独占の禁止及び公正取引の確保
に関する法律の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)
○委員長(早川慎一君) それでは只今
から經濟安定委員會を開会いたしま
す。

議題となつております私的独占の禁
止及び公正取引の確保に関する法律の
一部を改正する法律案につきまして、
衆議院において修正されましたので、
この衆議院の修正点について委員会に
おける修正案の発議者衆議院議員栗田
君の御説明を願いたいと思ひます。
○衆議院議員(栗田英男君) 先般自由
党、改進黨、自由党の三派共同の独禁
法の修正案の提案理由を極めて簡単に
御説明を申し上げます。

日本經濟民主化の基本法たる独禁法
はその第二十七条において独禁法の目
的を達成するために公正取引委員會を
置くことを規定し、独禁法の運用は公
正取引委員會の専管であることを規定
してゐるのであります。然るに今回
の政府の提案した独禁法の一部改正案
におきましては、トラスト禁止規定と
相並んで独禁法の要であるカルテル禁
止規定の適用除外についての認可権を
同法の運用機関たる公正取引委員會に
与えないで、産業の主管大臣という立
場から通産大臣に与えることとなつて
いることは独禁法の趣旨と全く相反す
るばかりでなく、汚職の給本山と言わ
れる通産省にかかる双物を持たせるこ
とは危険極まりないと言わざるを得な
いからであります。改正案はカルテル
の認可権を主務大臣に置く理由とし
て、産業の主務大臣たる立場を主張し、
輸出取引法や中小企業安定法などの特
別法の前例を主張しているが、独禁法
止政策は一元の総合的に運営せしむべ
きものであり、その責任主体は当然に

獨禁法の目的達成のために設置された
公正取引委員會が持つべきであり、全
局的立場から認否の最終決定を与える
ことが理の当然であります。政府案の
ごとく公正取引委員會が認定を行い、
主務大臣が認可を行うことになれば、
実質的に終局的判定者たるべき公正取
引委員會が認定した後においては、主
務大臣がみずから帰納すべき余地は全
くなく、又認定を得ない主務大臣の認
可は無効であることは一点疑念の余地
はないのであります。ここに至つてま
で何故に主務大臣が認可を主張する
か、その心理は到底局外者たる私に理
解することはできないのであります。
かくのごとく獨禁法の運用に徒らに疑
念を抱かせ、細司法的手続を排して行
政措置によることとなり、訴訟手続に
も混乱を生じ、獨禁法運用上の独自の
法体系を破壊する結果を招くに至るの
であります。この意味において認可権
は獨禁法の専管官庁たる公正取引委員
會に一元化せしむるよう修正案を提出
したゆゑんであります。

次にこの修正案の要点を申し上げます
と、第一点は獨禁法の趣旨を尊重し、
カルテルの認可権を公正取引委員會に
一元化し、主務大臣が認可権を通じて
官僚統制その他の手段により、獨禁法
と相反する政策を行う虞れのないよう
にいたしましたのであります。
第二点はカルテルの認可を公正取引
委員會に一元化することにより、現行
法における同委員會の純司法的手続に
従つて認可申請の却下又は認可の取消

変更はすべて審判手続を経て審決によ
り行うことにいたしましたのでありま
す。
第三点はカルテルの認可を取消又は
変更すべき事態が先じた場合に、審判
手続中、中小企業、消費者等に救済す
べからざる損害を与える場合には、裁
判所の緊急処分の途を開いたことであ
ります。
第四点は認可の申請に対する公正取
引委員會が認可若しくは却下、認可内
容の変更又は認可の取消処分をした場
合は、当該処分の責任を明らかにする
意味において、遅滞なく当該処分の理
由を附して、その旨を公表することに
いたしましたのであります。

第五点は公正取引委員會が認可事務
を円滑にし、産業の実情を適切につか
むために第二十四条の三の第二項、又
は第三項の不況カルテル及び第二十四
条の四の第二項の合理化カルテルを認
可し、又は申請を却下し、或いは認可
の変更取消処分をしようとするときは
は、あらかじめ関係ある主務大臣に協
議しなければならぬことにいたしました
ことであります。
第六点は以上の諸点の修正に伴い、
主務大臣の行政報告聴取に関する項目
と関係事項の整備を行なつたことであ
ります。

以上が三派共同の修正案の要点であ
ります。何とぞ御審議の上御賛同をお
願ひいたします。
○委員長(早川慎一君) 只今の御説明
に對して御質疑がありましたら御発言

を願ひます。
○高橋衛君 これは審査の参考になる
と思ひますので、大体経過をお話願
えと非常に結構だと思ひますが、新聞
の報ずるところによりまして、只今御
説明になりました点以外に、二点ばか
り重要な点において論議になり、結局
結論的には修正になつたようであり
ますが、その点の修正案が提出され、そ
れが採用されなかつた事情を、理由を
一つ御説明願ひます。

○衆議院議員(栗田英男君) これは一
番最初改進黨は決議で決定をいたしました
のではなかつたのであります。が、經
濟安定委員會の当該委員だけで最初修
正案の三点を立案したのであります。
その修正案の第一点は、只今提案理
由を御説明をいたしましたカルテルの
認可機関というものを二本建てではなく、
飽くまでも公正取引委員會一本にする
ということが第一点でございます。
それから第二点といたしましては、
価格協定を認めるということとは適当で
ないということ、第二点といたしま
して、価格協定の項を全面的に削除す
るということが修正案の第二点であり
ました。

次に第三点といたしまして、再販売
価格維持契約に適用除外の十一団体を
認むるということは、今日の情勢から
見ますと、この十一団体の一部の不
心得者が街頭に進出をいたしました、
値引販売或いは濫売をいたしております
して、中小小売商人に非常に迷惑をか
けておりますので、再販売価格維持契

約を設けた以上、この十一団体を適用除外にするという事は、折角この法案の設けた趣旨が損われるということ、を非常に私は憂いて、十一団体を適用除外にしないという、この三点の修正案を改進黨の當該委員會で決定をいたして、改進黨の政策委員會であらうかじめ了解を得まして、この三点の修正案を基礎といたしまして各党との話し合いをいたした次第であります。その結果、第一点の認可機關の問題は、自由党も分自党もこれを呑みまして、第一点はこの問題は改進黨の案の通りに決定をいたしたのであります。

そこで問題の第二点は、これは約三日間非常に紛糾をいたしまして、私も最後までこの価格協定というものを、いわゆる法律によつてこれを認めるといふことはこれはとんでもない話である、飽くまでもこういう価格協定というものは認むべきでないというふうに極力主張をいたしたのであります。が、いよいよこの問題も紛糾をいたしまして、このままでは衆議院通過の見通しもつかなくなりましたので、我々委員といたしまして一旦覚悟を持ち帰りました。最高判断をお願いをいたしましたところ、第一点の公正取引委員會の認可機關が我が党の主張が通つたのであるからして、これが通つた以上は、第二点の価格協定というものは、今までの通産省と違つて容易に認可するはずはないのであるからして、第一点の修正が通つたのであるから、第二点はこの際引つ込めてはどうかというふうな幹部の大多數の意見でありましたので、まあ我々は非常に不満足ではありましたが、第二点の修正案を

引つ込めたわけでありまして、併しなごら我々は今日でも信念的に価格協定というものは一つの不良児みたいなものでありまして、幾らこの認可機關たる教師が善良なる教師に変わったとしても、なお不良児をそのままにしておくという事は私は適當でないという、今日もかような信念を持っております。で、価格協定は反対という立場を私は今日も堅持いたしておる次第であります。

又第三点の再販売価格維持契約につきましては、特に党内の農業団体等から猛烈なる反対がありまして、折角十一団体を除外したのであるからして、今後この十一団体が部外者に販売をするというふうなことは絶対に禁止するといふ規定も作れるし、又このようなことをして非常な多數の中小売商人等に迷惑等がかつた場合においては、公正取引委員會のほうからも勧告し或いは反省を促してもらうというふうな方法をとることができたらば、十一団体を今日早急に除外なくとも、この再販売価格の維持契約の目的はそう損われぬのではないかとしような、これも党幹部の圧倒的な意見によりまして、特に第二点、第三点に關しましては、委員長以下絶対に反対でありましたけれども、党議が決定をいたしましたけれども、我々は脱党してまでも反対をするわけに行きませんので、第一点の修正点だけでは誠に不満足ではありましたが、他二点は保留いたしました。で、第一点の修正案で賛成をいたしました次第であります。

○委員長(早川一君) 別に御質疑はございませんか。御質疑がなければ、以上を以て修正案に対する質問を終ります。ちよつと速記をとめて下さい。午前十一時二十九分速記中止。午後零時八分速記開始。○委員長(早川一君) 速記を始めて下さい。通産大臣は本院の要求によりまして午前中から待機されておつたのであります。が実は午後は予定されておること、がありまして、甚だ時間がないですけれども、保留されております通産大臣に対する質疑を繼續して頂きたいと思ひます。

○岡田宗司君 私は今次の先ず改正の理由からお伺ひしたいと思ひます。政府が提出されました改正案の最後の頁に理由が附せられておりました、その理由の中に「わが國經濟の特質と實態に即応するよう、共同行為の禁止を緩和するとともに、云々とあります。そこで先ず我が國の經濟の特質と實態とは何ぞやといふことからお伺ひしたい。それはなほ、なぜその特質と實態の故にカルテルの禁止されておるものを緩和する必要があるのかといふ関連をお伺ひしたいと思ひますが、先ず我が國の經濟の特質と實態といふことについての御見解を伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(岡野清藏君) お答え申し上げます。これは日本の經濟は御承知の通り、戦後財閥も全部潰れてしまつた、それから又戦前より變つた方向でいふ、一々經濟が運行されておる。而も民主主義的に自由競争を獨禁法によつて十分やらしておるということになります。と、經濟界といふものには大きな安定した勢力がない。この安定した勢力がいか悪いかはこれは又見解の相違でありますけれども、少くとも少々の不況とか何とかいふような波が來たとしても、それに持ち堪えるだけの實力が日本の經濟界にはどこにもございませぬ。よく独占資本であるとか何とかいふことが言われて、一番大きなことは金融独占資本がどうか、どうかといふようなことも批評される点でございしますが、併し例を一つ金融界にとりまして、こういうことが言われるのでございします。日本は御承知の通りに戦時中に非常に爆撃を受けまして、国土の大事なもののみならず壊れてしまつた、而もその經營をしておつたところの、コンピネートしておつたところの、一つの財閥とか何とかいふものは皆解体されてしまつて、思ひに一人立ちになつてやつておる。そういうふうなときにこれを復興して行かなければならぬと同時に、対外的には競争して行かなければならぬ。そういういたしますと、これは非常に金があることとございしますが、その金が一體どのくらいあるか、こういうことを申し上げますれば、基礎をいたしまして只今日日本の全金融機關に対して三兆四千億くらいな預金がございします。これから申し上げますと、非常に金融独占といふことになりまして、非常に金融の一番目立つたところのその金融独占と稱せられるものが如何なるスケールのものであるかといふことを考えて見ますといふと、昭和九十一一年の平均から見ますといふと、その当時の預金の四〇%にしかなつていない。そうしますと、九十一一年頃は今のような国土は壊れてしまひ、若しくは人口が四つの島にこんなに過剰になつたといふ時代ではなかつて、おおよそ平和な生活のできておつたときの情勢であります。そのときに一〇〇%といふ金融がどうにか動いておつたにかかわらず、今日すべてのものが荒廢してしまつてこの復旧に力を出さなければならぬ。又十年の空白のあるところのいふ、な經濟界の設備とか何とかいふものもこれを新らしく直さなければならぬ。そうしますといふと、資金の需要といふものはその九十一一年の三倍、五倍の必要があるにかかわらず、いわゆるその資源であるところの金融機關の持つてゐる預金といふものはその当時の四〇%しかなつていない。これが端的に日本の經濟界の底の非常に浅いといふ例証でございします。ほかの企業につきましても皆そういう情勢でございまして、經濟の系列から御覽下さればおわかりになりますように、元は自己資金によつて相當程度の資産があつて、あと借入金も運轉資金、若しくは或る程度の設備資金を金融機關から借りておつたやうなことでございしますけれども、今は全く状態が變りまして、自己資金といふものは僅かなパーセンテージでございまして、あとは如何なる企業といへども借入金によつて大部分が賄われておる。こういうやうな情勢、これが即ち日本經濟の現状でございします。そういうやうに非常に不安定な、而も基礎の薄弱なところの經濟の實態、特質といふものは、我々が或る程度の特例立法でもして、そうして財界全体の破綻を救わなければならぬといふやうな処置の法案を出しましたゆゑんでございします。

○岡田宗司君 そういたしますと、こゝういふやうなお考があるかと思ひます。この御説

明から推測できますが、実は戦後国民経済の底が非常に浅いという事は、これは私も認めておりますが、この底の浅い経済というものの上に立つて、岡野さんのお考えになることは、こういうふうな底の浅い経済だから、つまりここに安定した一つの大きな経済力というものを作らなければいけません。これが中心になって国民経済全体を動かして行かなければいかんというお考えのように思ふ。その際に戦争前において日本の経済は特に満洲事変以降におきましては、日本においては経済の発展が戦争準備といひますか、準戦時体制更にその次には高度の戦時体制といふようなことで非常に産業構造の変化があつた。その際に特に起りました問題は、非常に強大な資本が集中されて、つまり資本の集中が行われまして、そうして非常に財閥が強化された。それから又或いは大きな産業会社がカルテルを作りまして、市場を支配いたしました。そうしてこれが強い力を持つた。こういうようなものが戦後私的独占禁止法によりまして解体を先ずされた。ところがこれが今日の底の浅い日本の経済に合わないと言われ。ということになりますと、先ずそういうようなトラスト或いはカルテル或いはコンツェルン、こういうようなものを大体安定勢力と認めて、それが復活という方向へ進めようというふうな私には受取つたのであります。又現実にはこの改正案が実施されるようになりまうと、そういうものができて来る。ところが今日以降かなり自由になつておられますけれども、一種の突破口ができて、そういうものができると、

いうふうにお考え。そこで伺ひするのですが、この戦争前にあつたような財閥とか或いはコンツェルン、カルテル、トラスト、そういうものが復活されて、これが日本の産業を支配するところが安定した状態への一歩である。又そういうような勢力が安定勢力であるというふうにお考えになるかどうか。

○国務大臣(岡野清豪君) 答え申上げます。先ほど安定勢力といふこと、それから財閥といふ言葉が出ましたために、或いは私の申し上げ方が無難にないのをごさいますか、誤解があつたのじやないかといふような感じがいたします。私は元のような財閥ができて欲しいとか、いわゆるあれに似た大きな独占資本ができて欲しいといふことじやございませんで、元そういうものがあつた時代には、相当に日本の基礎がその安定勢力によつて救われておつたのじやないかといふ一部の見方もあるのですが、併し今日あつたものを復活するとか、又復活して行つて欲しいといふことは一向思つておりませんで、国民全体、企業家全体がその氣持を強固にして頂きたい、又そういうべきはずだといふことが、通産行政としての根本思想になつてゐる次第であります。それからこのカルテルを独禁法の例外として作りまして、そのために又集結したところの財力ができるとか申しますと、私はそうじやなく、これは御承知の通りに法案に明記しておりますように、過剰生産であつて物資の需給が非常にアンバランスになつて、そのためにその業界において非常な危険が出て来、同時にその業界がばた／＼倒れることによつて、ほか

の事業にもいろいろ影響を及ぼして、甚だしくなれば、大正九年の財界パニックといふものが出来て来はせんかといふことも非常に心配になりますので、そういう需給上のアンバランスができたときに不況カルテルを作りまして、一時抑えて行つて、財界のパニックを未然に防ごう、こういうのが趣旨でございます。それからその必要がなければ、当然これは解消すべきものでありまして、これは修正案になつて、どうなりましてか知りませんが、これも、この法案を当初出しましたときには、通産大臣がその必要なしと認めて、財界が安定したといふ場合には、これは認可を取消しまして解消せしめるといふ考えがございましたときに、又仮にありまして、公取委員会のほうでそんな必要はないのだといふことを御請求になつて、そうして公告なされた、当然三十日以内にこれは解消することが法的に結果として出て来る。こういうこととございますから、このカルテルを永久に作つて、そうしていわゆる昔の財閥とか、大きな財力を結集して行くといふことには、一向考えておらん次第でございますから、この点はよく御了承を願ひたいと存じます。

○岡田宗司君 とにかく不況カルテルにして、或いは合理化カルテルにせよ、ここでカルテルを結成することを認めるということになつておるわけでありまして。独占禁止法の今までの考え方は、とにかくカルテルを作らせなさい、こういう考え方だと思ひます。そして事実上カルテル行為が行われておつて、これが実際に取締られておらん、そしてカルテルとしての成果を相当享受

○国務大臣(岡野清豪君) 答え申上げます。これは独禁法の趣旨、即ち自由競争を十分やらして行つて、民間業者の創意工夫を認めて、そうしてフェアな競争をさせるといふことの根本方針は、私どもは堅持しております。独禁法の趣旨は十分これを尊重して行きたい、これが根本の思想でございます。併し先ほど申し上げましたように、非常に強力なところの経済基盤に立ちまゐり、余りにも競争激甚のために、若しくはほかの情勢もありまして、いろいろの事情もございまして、生産需給のアンバランスを来まして、その一時的現象のために需給の基礎を危くするといふような、こういうことが出てはいけないから、臨時的に不況カルテルといふものを認めて、その危機を救おう、こういう場合でございますから、兎くまでも独禁法の趣旨は十分通産省としても尊重してやらして行き、併しなから若し財界を危機に陥れるといふことがあつてはならないから、臨時的にそういうカルテルを認めて行こう、併しその必要がなくなつたらすぐこれを解消して、やはり独禁法の趣旨によつて財界に活動させる、こういうこととございますから、私只今お説

のようなことにはならないと、こう私は考えておりますし、今後もそういう方針で通産行政を行なうて行きたいと、こう考えております。

○岡田宗司君 先ほど御説明のうちに、財閥とか、或いは戦争前のような非常に大きな資本が経済界を支配するようなことは考えていない、そういうふうなことは思つておらん。併し何分にも戦後の経済は底が浅いから、相当な力を持つた企業があつて、経済を安定させなければいかんというお考えをとおつたように思ひます。それはやはりまあいろいろな面から見まして、かなり大きな自己資本を持ち、又設備を持ち、更に又銀行から相当な金を借りられるような、そういう企業というのが恐らくあつたの言われたような企業だと思ふのです。これが不況等の際にかなりな力を發揮し得るものは、こういうものは今日かなりまあ各産業において力を持つて持つて来てる。恐らくそれらの企業は自己の努力によりまして、不況時代においてもなおこれに堪え得る力を持つものであるという事は、私どもは認められるのじやないか。そうすると、そういうようなものが経済界の支配を握つておるときに、更に不況時代において不況カルテルを認めて、そして価格が不況時代において或る程度下なればならん。これは根本的に自由競争は自由主義経済を認められておるものでありますから、そういうことがあることを予想されておると思ふ。そういたしますと、それをチェックして今言つた今日カルテル等を作り得る強い相当な勢力を持つたものに更にカルテルを作らして、そういうような場合に価格を維持して、そして或る産業のいわゆる独占的な価格及び独占的な利潤を維持して行こうという事は、どうもこれを単に、例外的に不況の場合に一時的にこれを認めるのだということとは大分違つておると思ふのです。成るほど今言われておるところは、不況の場合にそれを作ることをまあ認可してもよろしいと、併しあとになつてこれを解散するのだと、ほんの一時的のものでないような考え方でありまして、併し根本的に考えて見ますと、あなたの方で安定勢力というものを作るといふようなことは、単に一時的なものの考え方ではないようです。やはりこれによつてあなたの言う力を持つた安定勢力というものを作るといふことが、やはり根本にあるのじやないかというふうな考えられるのですが、その点はどうお考えですか。

○岡田宗司君 言葉が安定勢力とか財閥とかいう言葉に触れまして、その点から、そのほうにお話が飛んだと思ひますけれども、御承知の通り独禁法の趣旨を十分尊重して、そして自由競争によつて仕事をさして行こう、そういういたしますと、各個人、各企業企業が、先ほど申し上げましたような借入金金が八〇%もあるようなものであつてはならない。これはやはり昔の平和時代のごとく、とにかく各企業者とも自己資金によつて大部分を賄つており、同時に流動資金を銀行に依存する、こういうようなしつかりした企業者にすべての人がなつて欲しいのであつて、私どももいたしましては、今押しなべてすべての企業は皆そういうふうな安定しておりません。でございまして、安定勢力という言葉

が惡うございまして、勢力というのは誤解を起しますから取消します。少くとも各企業者が皆個々別々に自分自身の企業が、安定しておるということが望ましいことであつて、その安定に來ていないときに、生産過剰とか何とかいうことによつて財界に思わぬ危機をもたらしつゝやうな場合には、臨時的にやはりカルテルを作つてその危機を救うということが例外的に認められて欲しいということがこの法案ができたわけであつて、その意味におきまして、若しそのいわゆる一時的の生産過剰、需給のアンバランスといふものがそれによつて救われましてならば、又必要がなくなりましてならば、このカルテルは当然解消せしむべきであつて、又公取委員会のほうでも、独禁法の原則によりましてこれをやはり取消請求権を以て取消して行かれるといふことであつて、私どもはこれのカルテルに対する、いわゆる独禁法に対する例外規定によつて昔の財閥を作るとか、若しくは財閥に似たような大きな資本家を作つて行つて、そしてそれに日本の財界を牛耳らせるといふようなことは毛頭考えておらん次第でございまして。

○委員長(早川慎一君) ちよつと岡田先生にお諮りいたしますが、実は時間が大分過ぎておりますから、一時休憩したいと思ひますが、よろしうございませうか。

○岡田宗司君 この問題についてはまだあるのですが、又あとで伺います。

○委員長(早川慎一君) それではこれで一応休憩いたしてよろしうございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

午後二時三十分開会
○委員長(早川慎一君) 休憩前に引続きまして委員会を開催いたします。質疑を継続いたします。

○岡田宗司君 公取委員長にお伺いいたします。公取委員会におきまして、カルテル行為に対するいろいろ取締といたしまして、やつておられるわけですが、實際この法律ができてから各産業において事実上カルテル行為が行われておる。そして又それに調査しようという要求もあり、それからそれを取締つてくれという要求も出ています。従来こういうふうな法律があるにもかかわらず、實際においてカルテル行為が行われておるといふことについて、あなたがたのほうでふだん調査されておると思うのですが、その調査はどういうような方法でやりになつておりますか伺いたい。

○政府委員(横田正俊君) 御承知のように公正取引委員会の事務局の機構は大体審査部と、それから経済部とこの二つに分れておまして、審査部は正式に違反事件として取上げる場合の機構でございまして、これに反しまして、まだその段階に至らない場合につきましては、経済部におきまして一般的に経済全体の動きなり、或いは特殊な事業につきましての一般的調査、或いはその業界においてちよつと面白くないような事態が見えます場合に、経済部で一応の調査をする。大体この二段階がございまして、実は正直に申し上げますと、現在までの段階におきまして

は、公正取引委員会のご数年の動きを正直に申し上げますと、経済部におきまして活動は最近におきましてやや軌道に乗つて参つたやうなわけでございまして、実は審査部におきまして活動が割合に活発に行なわれませんもので、外部から御覧になりますと、如何にも公正取引委員会が非常に手ぬるいとお感じになると思ひまして、これは又私も自身もそういうふうには感じておるのでございまして、職員も少のうございまして、併し今後はだん／＼にこの経済部におきまして活動から更に進みまして、違反事件としてこれを相当強力に調査をして参るといふほうへだん／＼重点を置いて参りたいと思ひておりましたが、先般そちらへ御提出いたしました最近におけるカルテル類似活動の状況というものの中に一応最近におきましてそういう事業界の動き並びにそれに対して公正取引委員会がどの程度の仕事をしているかということ率直に、且つ非常に簡単なことでございまして、御提出したわけでございまして、この中にもございまして、審査事件として証拠をばつたり把握してこれを事件として取上げたものは割合に少ないのでございまして。今後はそちらの方面に十分力を尽したいと思ひております。

○岡田宗司君 特にまあ岡野さんの言うように一時的にせよ、カルテルを開くという途が開かれて参りますという、まあカルテルの認可申請も大分出て来るだろう。そうすればこのカルテルの認可申請をされた場合にこれは一遍やはり調査しなければならぬ。届出主義とは違ふのです。そうすると今までのこれだけしか仕事ができないと

いうのをこれを又審査をしていたらとて違反行為の審査というか調査もできなければむずかしいことになるのじやないかと思うのですが、今までの人員でそれができるとお考えでしょうか。

○政府委員(横田正俊君) その点は私もかなり心配をいたしておるののでございます。大体カルテルに関する事は経済部で取扱うことになっていますが、先ほど申しましたように審査部の活動もこれから相当充実しなければならぬと思っております。経済部は現在の仕事の上にカルテルの仕事が加わりますのでこれはどうしても機構の拡充ということを考えなければならぬのでありますが、この点は御承知のように行政整理という方向で最近二、三年の動きというものは公正取引委員会の機構をむしろ縮小するほうの方向へ向つて来ておまして、私どもとしては相当こちらの立場を強く政府のほうにも申してあるわけでありますが、如何せん非常に定員を減らさねばならぬ、予算も僅か九千万円そこそこでありまして、この機構で果して簡単にできるかどうかは正直のところ非常に心配をいたしておりますが、併し大体只今のおります職員も相当慣れて参りましたし、かなりその道々の専門的な知識も相当備えて来ているようでありますし、非常に熱心に仕事をいたしておりますので、一応はこの態勢でやつて見たいと思つておりますが、やはりそのうちどうしても定員を増すとか或いは予算をもう少し頂戴するといふような必要ができて来やしないかと考えております。

○岡田宗司君 私もちやつて仕事か

殖えて行くのにこれは人間もともと殖やさないといふことは實際上の動きを抑制するのを放置して、こういうことになつて事実上そういう面からもこのカルテルの活動が行いやすいようにしようといふことをどうも含んでおるようにも思われる。併しまあ、まさか意識的にそういうことをやつておられるとは思いません。まあカルテルが非常な活動をしておるといふことはこれは申すまでもないのでありますが、先ほど言われましたように行政整理によつてだん／＼人員等が縮小されたといふことでございしますが、公正取引委員会が出発いたしましたから、今日までに行政整理でどれくらいの影響を受けておりますか。

○政府委員(湯地謙二郎君) 公正取引委員会が発足いたしましたのは御承知の通り二十二年からでございますが、その当時はまあ年度の途中でありましたが、一番人員の多くなつた時代は昭和二十四年でその時分には約三百五十人くらい的人员であつたのであります。その後大体毎年行政整理というやうな関係もありまして、現在の人員といたしましては委員が五人、それから事務局の職員が二百四十五人と、まあこういう程度になつておるわけでありま

す。人員の点はさうでありまして、まあ予算の面からいいますと人員は只今申しました通り減つて参ります。が、予算額自体をいましてはやはり給与の引上げとかいふやうな関係で、予算額自体はむしろ多少殖えておるといふやうな恰好であります。併しまあ実質的業務上に必要な経費といふことは、やはり人員の減に大体伴ひまして減つておるといふことを申上げて

いいかと思ひます。

○岡田宗司君 そういふやうな工合で人員の面においてもだん／＼減らされて来る。で公正取引委員会自体が例へば行政整理の対象になつた、つまり公正取引委員会をやめちまへといふ話が起つたことがあるといふことを、伺つたのですが……。

○政府委員(横田正俊君) そういふ声は太分聞えて参りましたが、併し政府の方針として、公正取引委員会をなくしてしまふといふやうなことはなかつたのでございしますが、ただ御承知のリッジウェイ声明後、いわゆる行政機構改革といふことで、政令諮問委員会でございますが、あそこを立てられましては案が大体公正取引委員会につきましては定員を半分に、委員が當時は七人でありましたのを三人にするといふやうな殆んど潰しはしないのであります。殆んどこれを動かさないやうな状態にしてしまふといふやうな案であつたように思ひます。併し政府はさすがにその案はとりませんで、一応最初はやはり委員は三人、それから職員が三割くらいは減でございした

が、さういふやうな線を出して参りましたが、委員の三人といふのはどういたしまして、さういふ性質の委員会といたしましては体をなさなないといふことで、これは五人を強く我々は主張いたしまして五人にしておられます。定員のほうはたしか二割でございしますか、減になりました。

公正取引委員会は今総理府にあるが、これを通産に移すと、機構を縮小するといふやうな行政機構改革の案がどこで出たという案が知れませんが、たゞ／＼そのうちのそんなやうなことが出ていたものであります。それが最近さういふやうな話がだん／＼伝わつておりますが……。

○政府委員(横田正俊君) 公正取引委員会を通産省につけるといふ話は今までございせん。或る時期に、総理府の所管の外局的なものが非常に多いのでこれをできれば各省の外局といふやうな形にしてはといふことはございまして、その際或いは法務府あたりへついたらどうかといふやうな案も一応ございしたやうでございしますが、これに對しまして、私どもはこの仕事がいよいよ純然たる法律とも違ひますし、やはり経済的な面もございしますで、やはり総理大臣の下にあるほうがいいのではないかとさういふ意見を出したこともございします。

○岡田宗司君 それは公正取引委員会に對する政府の考え方といふものが、今言つたやうに、この機構をだんだん縮小しようといふ考え方もあるし、ときには総理府からはしてしまふといふやうな考え方もある。これはもう今公正取引委員長の方からのお話でも明らかである。ところで、これが今度の改正案で仕事が増えて来る、これはどうするのといふことは、これは公正取引委員会の内部の仕事の配分の問題もありましようしいたしますけれども、この機構のままでどうやつてやつて行くのか、或いはもつと殖やす必要があるのか、これは前からの方針通り、目の上の瘤だからで

るだけ力をそいでやるのだといふやうな方針なのか、これは政府に伺わなければならぬと思ひます。私はこれはやはり副総理にこの公正取引委員会の今後のあり方について政府がどういふ考え方を持つておるかといふことを伺ひたいと思ひますので、今日何でございしましたら、明日一つ副総理の御出席を要求したいと思ひます。

○委員長(早川慎一君) ちよつと連絡します。多分衆議院の本会議があるから……。

○岡田宗司君 それなら明日でも……。

○委員長(早川慎一君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(早川慎一君) 速記を始めて下さい。

○奥むめお君 再販売価格の問題ですけれども、お醤油ですね。今までキッコーマンとかヤマサとかは横の連絡で醤油の値段を協調しておりました。あれは今までも認めておいてないんですか、又今度はああいうやうなのは屈出、認可をもらへば何かもつと有利になるといふやうなことがあるのですか。

○政府委員(湯地謙二郎君) 醤油業界の大メーカーヤマサとかキッコーマンが価格協定をしておるのじやないかと、今問題につきましては、実はこれは昨年でしたか、違反事件をいたしました。で、今後業者がさういふ協定をして値段をきめてはいけないといふ審決が下りてゐるわけでありまして、今後お互いに協定をしてやつたといふとすれば、現行法にも触れますし、同時にその審判にも違反するといふことになつて、お互

いに話合つて値段をきめるといふことはできないことになつておるわけでありませう。

○奥むめお君 今度の再販売価格制度によりあなたがたのはうの認定があれは今度はできるわけですか。

○政府委員(湯地謙郎君) これはお互いに話合つて値段をきめる、言い換えれば再販売価格の値段を幾らにしようじやないかという協定をしておの／＼が再販売価格の維持契約をするといふことになれば、当然これは違反になりまして、ただキツコマンなりヤマサが自分だけで、自分の判断でほかと協定をしない、自分のところを幾らにしようといふことをきめるような場合、若しその商品が指定されたような商品の場合に、それは自分の立場で再販売価格をきめるといふことはよろしいといふことになるのであります。

○奥むめお君 それは何月でございますしやうか、去年の何か公告の中に入つておりましたか。

○政府委員(横田正俊君) 古いのです、事件として取上げましたのは昭和二十五年の十一月、丁度統制のはずれがかつた時分の直後でございます。審決がありましたのは二十七年になつていますが、これは大分前のことでございます。今湯地政府委員から申上げたのでございますが、現在實際野田とか、その他大きなメーカーが協定をしておるかどうかという点につきましては、我々まだ公取といひましてはそういう事実をはつきり確認はしておりませんが、若し實際にそういうことがありましたならば、今後の再販売価格維持契約の認められます一つの重要な

要件として、当該商品について自由な競争が行われているといふことが要件になつていまして、若しそういうような横の連絡がございまして競争が阻害せられていゝといふことになりますれば、維持契約そのものも独占禁止法の対象になつて適用除外にはならないといふことになるわけでありませう。

○奥むめお君 私はどうもそれをうっかりしておりましたけれども、公取がそれを解決つたと思つていなさうとしたらこれは大変なあなたがたの手ぬかりでございまして、その程度の調査しかできないとしたら、私は非常に不信任を表明しなければならぬ。現に續けてやつてゐるわけですね。それから、それで私も消費者の立場から無名醬油を非常にたくさん種類を内容を調査いたしました。それは有名醬油は大変な宣伝費を使つて、醬油を配りますし、いろ／＼なものを配りますしね、新聞広告なんかも使つて、醬油なんといふものは水同様でございます、宣伝に使うので、我々はこういう費用がかかるからあれだけの値で売らなくちゃならぬ、こういうことを小売商人は言つておられます。又一つは協同組合なんか卸屋が全然あつたところがある。これをいふと、こゝろがございまして、その土地の協定を結びましてね。これは御承知でございますしやうけれども、それが大変この頃實際になりまして、うちはヤマサを使つてゐる、うちはキツコマンを使つてゐる、うちは一つの虚栄になつてゐるやうでございます。このやうな残念な世の中になつてゐますから、その土地々々

によりまして協定を結んで協同組合に出さないとこゝろもあります。それで我々はこの前それに対抗する手段として、無名醬油を調べまして、味も見、色も見、又使つても見まして、そうしてこれはいいとか悪いとかを示して、ヤマサ、キツコマンと実質負けないやうな醬油を探し出そうといふことで随分調査いたしました。我々幾種類かそういうやうなものを採り当てました。広告代がないから安いのは当り前だといふのでこれをうんと奨励しました。ところが残念ながら小さいメーカーは造るたびに味も色も変る。大きいのは一年分をずつと仕込みますから味も色も変らないところが私どもから言つても非常に信頼できるのです。それで非常にいいところがあるかと思つてひよ／＼と悪いところがあるので大変困りまして、醬油の問題なんか、横の連絡で協定するといふことは公取も手がつけられないと聞いておりましたから公取といふのはそんなものかと思つて追及しなかつたのが私も悪かつたのですけれども、そういうこともございいます。ですから、事件をやはり一つ片付けたら、あともきちんと行われてゐるかどうかを監視して頂きたい。現在も行われてゐます。これはメーカーに言わせると、我々はもうしたくないのだ、何しろこれが卸屋で頭張つていて、資本を貸したりして、その力がとても強いから全然割引きも勿論させてくれませんし、消費者のためには非常に不自由をしておられます。今度これを協定するか、せんか知らないけれども、一つの醬油のメーカーが卸屋と小売人とそういう何を約束すれば、同じ値段になつても、まあ別にそういう

契約をすればそれはいいわけですね。本當の奥に横の連絡があることは確かですけれども、その横の連絡はなかなか固いものです。そうして資生堂のチエーン・ストアなんかではよそのものは売らないし、値段がきちんときまつてゐますね。

○政府委員(湯地謙郎君) 資生堂のやうなチエーン・ストア或いは葉のチエーン・ストアがあるかと思ひますが、これは今度の再販売価格維持契約を認められるようになりまして、強いてあつた組織を作らなくても、まあ何と申しますか、メーカーの目的は達するやうになるのじやなからうか。現在のままでありますれば、小売値段を指図して、それ以下に売つてはいけなかつたといふやうな指示をいたしますと、或いは拘束契約といふやうなことになるので、獨禁法に触れる疑いがあります。關係上、特にチエーン・ストアのやうな、自分と特殊な關係を結んで、その信用によつて、そこを通じて売るといふやうな形をとるに至つたのではないかと。これは推測でございますが、今度の契約ができれば、どうしてもあつたやうな形にする必要がなくなつて来るのじやないかと思ひます。

○委員長(早川一君) 岡田委員にお諮りいたします。只今政府に連絡いたしましたら、副総理はちよつと只今御出席いたしかねるやうでございます。いふお答えでありますから、明朝出席を委員会として要求いたしておきまして、明朝しよつばなに副総理の御意見を要求したと思ひますが、それでよろしいと思ひますか。

○岡田宗司君 よろしいです。

○委員長(早川一君) それでは、は

かに御質疑がなければ、一応岡田委員の質疑は保留されまして、本日はこの程度で散会することにいたします。

午後三時九分散会